

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第1回

熊野町農業委員会

令和6年第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月22日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第1回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。4番 庄賀委員、5番 福垣内委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、呉地地区で〇〇〇〇に隣接する畑1筆でございます。当該申請地については、昨年実施して頂きました利用状況調査で、違反転用とされていることが判明した農地で、土地所有者に連絡した結果、始末書とともに申請書が提出されたものでございます。転用状況としましては、駐車場となっております。農地法上では、違反転用に対し、工事の中止、原状回復等の命令や罰則等の規定もありますが、土地所有者に事情等を調査し、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れが無く、他法令による手続きについても問題がなければ、追認ということで、許可することも可能とされております。本件につきましては、町の関係課への確認で他法令での申請手続き等は必要ないことや現地確認の結果、周辺で農地等をしておられる方もなく、水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、追認許可は可能であると判断させて頂きました。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。本議案については、既に転用されている農地について、追認という形で許可をすることになるため、農地利用最適化推進委員の調査については省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第1号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第1号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第2号及び日程第3、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は関連する内容ですので一括議題としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第2号及び日程第3、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、一括議題とすることに決定いたしました。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号及び3号の農地法第5条の規定による許可申請については、関連する事業ですので一括でご説明いたします。</p> <p>本件については、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たものでございます。転用計画については、以前にご説明をさせて頂いた内容から変更はありませんが、初神地区にある〇〇〇〇を200mほど下ったところにある田2筆となり、現状は休耕となっております。転用目的は、太陽光発電設備の設置となります。除外面積は、1,114㎡で、パネル設置枚数は154枚となっております。議案2号の申請人の〇〇〇〇氏は同じ初神地区で耕作をされていますが、申請地とは離れた場所であり、面積も小さく効率的に耕作が行えないことから、今後高齢となり、耕作放棄地となる可能性があることから、太陽光事業者に売買して利活用を行っていただければと考えられたとのことです。議案3号の〇〇〇〇氏は現在、〇〇〇〇で仕事をされており、今後も〇〇〇〇する予定はなく耕作を行う見込みもないことから、両者とも譲受人の申出により転用されることになりました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件については、令和5年10月20日に開催した令和5年第11回農業委員会で既に審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済でありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第2号及び日程第</p>

	3、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第2号及び日程第3、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第4、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。本件についても、先ほどの議案と同様に、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たものでございます。場所は、初神地区の農地で、〇〇〇〇に〇〇〇〇を直進し、〇〇〇〇を左折後、400mほど直進した右手に見える田1筆となります。申請地については、現在は田として水稻を行っておりますが、今後高齢となる中で、耕作を行っていく後継者もないことから、この度、所有する農地の全てで、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地となる可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、申請されております。転用面積は、785㎡で、パネル設置枚数は154枚となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。議案第4号につきましても先ほどと同様に、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済みでありますので、説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありますか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第4、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第5、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請につい</p>

	て」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。本件についても、先ほどの議案と同様に、農業振興整備区域内にある農用地ということで、広島県に農用地から除外することを協議し同意を得たものでございます。初神地区の農地で、〇〇〇〇に〇〇〇〇を直進し、〇〇〇〇を左折後、400mほど直進した右手に見える畑2筆となります。</p> <p>今後高齢となる中で、耕作を行っていく後継者もいないことから、先ほどの議案4号の農地と併せて、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地となる可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行っていただければと考えられ、この度、申請がなされたもので、転用面積は、914㎡、パネル設置枚数は126枚となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。議案第5号につきましても、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済みでありますので、説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第5、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第6、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、初神地区の農地で、〇〇〇〇に〇〇〇〇を直進し、〇〇〇〇を左折後、500mほど直進した右手に見える田3筆となります。</p> <p>譲渡人の〇〇〇〇氏は、現在〇〇〇〇で、今後も〇〇〇〇を含めて、〇〇〇〇することはないとのことで、この度の太陽光発電設備の話があったため、譲受人に所有権移転をされることになりました。土地についても、整地を行うのみで、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまますので許可相当と判断して</p>

	おります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第6号について、事務局と1月17日に現地で確認を行いました。申請地は、事務局の説明のとおり、〇〇〇〇に〇〇〇〇を直進し、〇〇〇〇を左折後、500mほど直進した右手に見える田3筆となります。申請地は、これまで〇〇〇〇氏のお父さんが管理されていたようですが、町外在住で高齢となり今後の管理も難しく、〇〇〇〇氏ご自身も、〇〇〇〇の予定はないとのことなので、こういった有効活用したいとの話があれば、この機会に手放すという事も仕方のないことなのかなと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第6、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第7、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、12月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案29ページから32ページのとおり、出来庭地区で1件です。 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案35ページから51ページまでのとおり、萩原地区で1件、出来庭地区で3件、呉地地区で1件の計5件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全

	般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議場	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は2月20日(火)に開催予定です。議案については2月9日(金)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第1回熊野町農業委員会を閉会します。